

岩手県告示第887号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成26年12月26日から平成27年1月16日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。

平成26年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 宮古市新川町2番1号
- (2) 名称 宮古市

2 埋立区域

- (1) 位置 宮古市白浜第2地割18番1及び第3地割212番に接する無地番地先水面
- (2) 区域 白浜漁港内の既設道路敷に設置した漁港施設の測量基準点3 No. 2を基点とし、基点から70度02分11秒 9.49メートルの点を1点とし、1点から12度08分02秒 8.44メートルの点を2点とし、2点から12度15分55秒 1.15メートルの点を3点とし、3点から16度04分01秒 5.73メートルの点を4点とし、4点から22度17分35秒 11.59メートルの点を5点とし、5点から29度29分57秒 5.86メートルの点を6点とし、6点から36度28分29秒 8.85メートルの点を7点とし、7点から43度48分39秒 8.28メートルの点を8点とし、8点から48度54分35秒 6.63メートルの点を9点とし、9点から56度51分43秒 12.07メートルの点を10点とし、10点から68度47分12秒 12.14メートルの点を11点とし、11点から78度46分44秒 12.12メートルの点を12点とし、12点から84度28分15秒 10.05メートルの点を13点とし、13点から84度28分15秒 14.57メートルの点を14点とし、14点から222度10分38秒 24.17メートルの点を15点とし、15点から260度45分23秒 8.75メートルの点を16点とし、16点から260度27分45秒 18.07メートルの点を17点とし、17点から251度24分43秒 11.35メートルの点を18点とし、18点から219度28分22秒 49.16メートルの点を1点とし、1から18まで及び1の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
- (3) 面積 1,190.85平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置 2(1)と同じ。
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 6,135.34平方メートル

4 埋立地の用途 道路用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して120日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成29年3月31日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。